

■ 保護者様

管理番号 ■ 学籍番号 ■

専攻科支援金の受給資格認定申請の結果通知書在中

2021年6月 吉日

生徒・保護者のみなさんへ

大阪暁光高等学校
事務長 藤並 一朗

専攻科支援金の受給資格に関する書類の配布について

2021年4月に申請していただいた「高等学校等専攻科授業料支援金の受給資格認定申請」の結果が届きましたので配布します。

■ 「様式5」「様式24」が同封されている方

- 受給資格認定が非課税あるいは準非課税相当のどちらかで認定されました。
- 令和3年7月以降の受給額についての審査のため、後日、収入状況届出が必須となります（後日改めてご案内します）
- 本年度の1期と2期の授業料ご請求額は225,000円のまま変更はありません。
- 今回の認定分と上記収入状況届出での審査結果により、4期のみまたは3期と4期請求額が減額される予定です。
- 下記の事情変更が生じた場合は速やかに事務室まで届け出てください。
 - ・所得の修正申告や税額の更正決定により課税に関する情報等に変更があった場合
 - ・離婚・死別・養子縁組等による保護者等の変更があった場合
 - ・生活保護法に基づく保護（生活扶助）を受けることになった場合
 - ・生活保護法に基づく保護（生活扶助）が停止された場合

■ 「様式6」が同封されている方

- 所得制限により受給資格認定審査の結果、不認定となりました。
- 本年度の1期と2期の授業料ご請求額は225,000円のまま変更はありません。
- 今後新たに受給資格の認定を受けることがなければ、3期と4期の授業料ご請求額も225,000円となります。
- 税額の情報、親権者の情報等が変わることにより、再度受給資格認定申請を行う場合は新たなお手続きが必要となります。
- 毎年7月に税額の情報が更新されますので、必要な方はそのタイミングで受給資格認定申請を行って下さい（後日改めてご案内します）